

専門相談員コラム

ストレスをためない介護を

専門相談員 安田 裕子

介護にはストレスが伴いますが、それが過度になると心身に悪影響を及ぼします。まずは自身のストレスに気づくことが大切です。ストレスがたまるとどんな反応を示すか、普段から自身の特徴を捉えておき、即座に対処できるようにしましょう。対処法には、気持ちをリラックスさせる方法と、直に問題解決にあたる方法とがあります。前者に関し、自身が心地よくなること(お風呂につかるなど)をいくつか考えてリストにしておきましょう。自他を傷つけないことが鉄則です。後者に関しては、一人で解決しようとせず、多様な社会資源を活用しましょう。当センターはそのひとつの資源です。

専門相談員: 当センターでは、福祉・保健・医療・法律分野の専門家を専門相談員に委嘱しております。専門相談員は、必要に応じて関係当事者を訪問し、相談内容を聞き、あっせん案を提示します。

おおさか介護サービス 相談センター だより

第15号

発行
2010年(平成22年)
10月24日



名称

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
おおさか介護サービス相談センター

所在地

大阪市天王寺区東高津町12番10号
大阪市立社会福祉センター308

付近案内図



■地下鉄「谷町九丁目駅」から徒歩約10分 (11番出口を東へ)
■近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分
●市バス「上本町六丁目」下車徒歩約5分

※駐車場はありません



相談日時

平日 午前9時から午後5時まで
※土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)を除く



相談ができる人

大阪市の介護保険の利用者と家族
介護保険の事業者等



電話

06-6766-3800
06-6766-3855



FAX

06-6766-3822



ホームページ

<http://www.kaigo-osaka.ne.jp/>

介護保険制度が実施されて、10年になりました。この間に介護保険についての人々の理解もかなり深まり浸透しつつあります。とはいえ、この10年、高齢化はさらに進み、高齢者だけの世帯や一人暮らし高齢者も多くなってきました。また介護する家族も遠く離れていて遠距離介護や離職といった重荷を背負っている場合も少なくありません。

こういう状態の中で介護保険に対するニーズはますます強まっています。もともと「走りながら考える」と言われてスタートした介護保険制度ですが、国もすでに2回の法改正を行い、さらに2012年度の改正に向けて取り組んでいます。大阪市でも、国の方針を基に市の高齢者の姿を見据えた介護保険事業計画を立て多くの施策を展開しています。しかしながら、介護保険によるサービスを利用した際に、利用者と事業者の間には様々な疑問や不満・苦情が出る場合が少なからずあります。

10周年を迎えた当センターは、そうした疑問や不満・苦情について双方の事情を詳しくうかがい中立・公平な立場で解決に当たっています。事業所からの相談も受け付けています。積み上げた実績の上に立ち、より良い介護保険制度の成熟を期して、これからも丁寧で親切な相談を心掛けてまいりますので、安心してご利用ください。

※再生紙を使用しています。

概要

- 一般相談員が対応する、「一般相談」では、介護保険サービス等の利用者、事業者からの各種相談を電話または来所により受付けて対応にあたります。
- 相談の内容によっては、福祉、保健、医療、法律等、各分野の専門知識を持った専門相談員による「専門相談」を行い、すみやかに問題解決をはかります。
- 必要に応じて「あっせん」「調停」を行います。
- 相談はすべて無料です。
- 秘密はかたく守ります。匿名での相談にも応じます。

相談の要

Q 母が要介護4で、認知症も出てきたので在宅介護は限界と感じ、施設を探しています。なかなか特養に入れないので、ショートステイでつないだりしています。高齢者専用住宅に入れば介護保険の利用がしやすいと聞いています。アドバイスしてください。

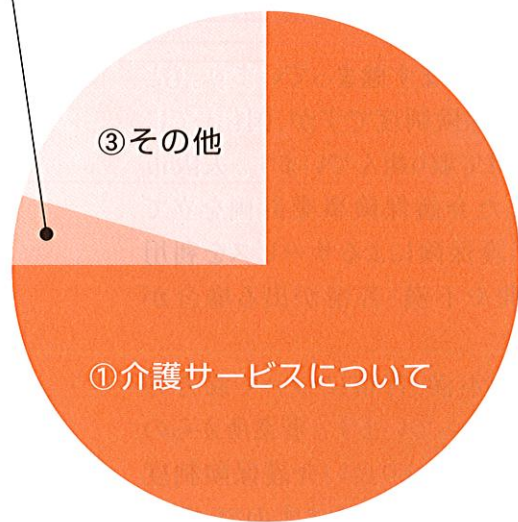
A 「高齢者専用賃貸住宅」は、規模や設備等について一定の基準を満たし、入居者を高齢者単身・夫婦世帯など高齢者世帯に限定して賃貸する住宅として都道府県知事に登録されたもので、通称「高専賃」と呼ばれています。

一般のマンションのように居住空間だけを提供するものから、バリアフリー、介護などのサービスを提供するものまで様々で、また、入居費や退去条件、共益費なども異なります。入居にあたっては、食事や介護、家事支援等のサービスがついた住宅ではそのサービス提供者は誰であるか（住宅事業者自身か他の事業者か）、介護保険制度上のサービスかどうか、他のサービス事業者を利用することができるのかなどについて、登録情報や契約書等で内容をきちんと確認したうえで契約することが大事です。また、認知症や介護度が重くなった場合の対応も確認しておく必要があります。契約内容を見極め、慎重に選んでください。

受付件数

平成22年4月から平成22年9月までの内容別の受付件数

②介護保険制度について



内容	件数
①介護サービスについて	2675
(ア) 介護サービスの内容について	1111
(イ) サービス利用料等について	183
(ウ) ケアマネジャー・ケアプランについて	411
(エ) 介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	897
(オ) その他の介護サービスについて	73
②介護保険制度について	151
③その他	728
合計	3554

※相談内容が複数項目に該当する場合は、その該当項目すべてを件数に上げています。

ひとくちインタビュー

Q

あんしんさぼーと事業とはどんな事業ですか？



A

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方や、金銭管理に不安のあるひとり暮らしの高齢者で、市内に在住し契約意思の確認ができる方を対象に、その方々の権利擁護を図る観点から、自立し、安心して生活ができるように、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等の生活支援を行っています。



Q どこで手続きをするのですか。また、費用はどれくらいかかるのですか？

A

お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）で、あんしんさぼーと相談員にご相談ください。
契約締結時の手数料2,500円や訪問サービス利用料1回400円、預かりサービス利用料月250円がかかりますが、低所得者の方には利用料などの免除があります。

Q

相談員はどんなことをしてくれるのですか。また生活支援員の役割も教えてください。



A

相談員は家庭を訪問し、事業の説明を行ったり利用の希望などをお聞きしたりして、あなたにあった支援計画書を作成し委任契約を交わします。契約後サービスが始まりますが、日常的な金銭管理サービスは生活支援員が行うこととなります。